

ホルスタイン種牛登録規程

制定	昭23. 8. 1
改正	昭24. 4. 1 昭24. 7. 1
	昭25. 4. 1 昭26. 4. 1
	昭26. 8. 1 昭28. 4. 1
	昭28. 8. 1 昭29. 4. 1
	昭31. 4. 1 昭34. 4. 1
	昭37. 4. 1 昭39. 4. 1
	昭40. 4. 1 昭41. 9. 1
	昭46. 4. 1 昭49. 4. 1
	昭50. 6. 1 昭51. 4. 1
	昭52. 4. 1 昭53. 4. 1
	昭54. 10. 1 昭57. 8. 1
	昭60. 4. 1 昭61. 4. 1
	昭63. 4. 1 平元. 4. 1
	平 3. 2. 1 平 5. 4. 1
	平 6. 4. 1 平 9. 4. 1
	平14. 4. 1 平16. 6. 17
	平18. 7. 10 平20. 7. 4
	平26. 4. 1 令元. 10. 1

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、登録を行うことにより、ホルスタイン種牛の形質の改良と能力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「登録牛」とは、本会(H C A J : The Holstein Cattle Association of Japan)及び別に定める本会が継承した登録団体において登録簿に登載したものをいう。

第2章 登 錄

(登録の種類)

第3条 この規程で行う登録は、血統登録とする。

(資格)

第4条 雌牛の血統登録は、別に定める方法で計算した血統濃度(以下、「血統濃度」という。)が47%以上のもので、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 登録牛の間に生産されたもの。
- (2) 別に定める本会が承認した外国登録団体（以下、「承認外国登録団体」という。）で血統登録を受けたもの。
- (3) 父が国外にあって、承認外国登録団体で血統登録を受けたものと、登録牛である母との間に生産されたもの。
- (4) 父及び母が国外にあって、承認外国登録団体で血統登録を受けたものから得られた家畜受精卵の移植により生産されたもの。
- (5) 登録牛である父とホルスタイン種の毛色及び特徴を備えた牛である母との間に生産された雌牛で、その生年月日が確認できたもの。

2. 雄牛の血統登録は、血統濃度が93%以上で、前項第1号から第4号までの各号の何れかに該当するものについて行う。

3 前二項の登録を行う際は、当該牛の斑紋が赤白斑である場合にあっては名号の末尾に「R E D」を、当該牛が次の各号のいずれかに該当する牛にあっては名号の末尾に「O C」を付すものとする。

- (1) 尾房又は腹の全黒のもの
- (2) 蹄冠部を黒毛で取り巻くもの
- (3) 灰色又は赤色の斑点のあるもの

4 次の各号のいずれかに該当する牛は、登録しない。

- (1) 更紗毛（さらさげ）のもの
- (2) 白、黒又は赤一枚毛のもの
- (3) 改良上排除すべき、著しく生理機能を損ずる遺伝的不良形質のあるもの

（申込み）

第5条 血統登録を受けようとするときは、申込牛を分娩したときの母牛の所有者が申し込まなければならない。ただし、本会が特に認めた場合は、この限りでない。

2 血統登録を受けようとする者は、別に定める必要書類を揃えて本会に提出するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する牛が血統登録を受けようとする場合は、あわせて遺伝子型の調査を受けなければならない。ただし、第3号に該当する牛について、本会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 雄牛
- (2) 受精卵移植によって生産された牛
- (3) 血統登録申込雌牛のうちから本会が遺伝子型による抜取調査を行うため抽出した牛
- (4) その他、本会が必要と認めた牛

4 本会が必要と認めたときは、更に品種の特質、その他資料の提出を求めることがある。

（登録）

第6条 申込者から登録の申込みがあった場合、本会は、当該申込牛に関する所定の確認を行い、申込みの内容に相違がないと判定したものについて、登録番号を付与するとともに、登録簿に登載することにより登録を行う。

- 2 登録簿に登載する事項は、登録牛に関する名号、登録番号、性別、所有者、繁殖者及び血縁情報とする。
- 3 第1項の登録をしたときは、本会は、申込者に対して血統登録証明書を交付するものとする。

(双子等の登録)

第7条 同性双子は、同時に申込みのあった場合に限り登録するものとする。ただし、事前に本会に報告のある場合は、この限りでない。

- 2 異性双子の雌牛は、分娩又は受胎確認されたものに限り登録するものとする。ただし、遺伝子型調査によってフリーマーチンでないと判定されたときには、分娩又は受胎確認前であっても登録することができる。
- 3 三子以上の場合も双子に準じて取り扱うものとする。

(個体の確認)

第8条 雌牛における登録牛の個体確認は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第9条に規定する所定の耳標又は同法第10条第3項の省令で定める方法（以下、「牛個体識別耳標番号」という。）により行う。ただし、本会が特に必要とした場合については、斑紋によっても行うものとする。

- 2 雄牛における登録牛の個体確認は、牛個体識別耳標番号並びに斑紋を併用して行うものとする。

第3章 審査及び検定

(審査委員)

第9条 審査は、別に定めるところにより、本会の任命した審査委員が行う。ただし、本会が必要あると認めるときは、本会が委嘱した審査委員が参加することができる。

(審査の対象)

- 第10条 審査は、次に掲げるものを対象として行う。
- (1) 雌牛にあっては、経産牛（別に定めるものを除く。）のもの。
 - (2) 雄牛にあっては、生後18月以上のもの。
- 2 雌牛の審査は、同一所有者の同一牛群内におけるすべての経産牛について実施することとする。ただし、購入、分娩その他の理由により審査を受けられなかつた経産牛であつて、本会が特に認めたものは、個体ごとに審査を受けることができる。
 - 3 審査を受けた牛については、その審査の日から6月を経過しなければ、再び審査を受けることができない。

(審査の申込み)

第11条 審査を受けようとするときは、所有者が審査成績証明申込書を本会に提出するものと

する。

(審　査)

第12条 審査委員は、別に定める審査標準に基づく採点を行うことにより審査するものとする。

(審査成績証明の対象)

第13条 審査成績証明は、前条により審査を受けた登録牛について行うものとする。ただし、別に定める方法により審査を受けた登録牛についても審査成績証明を行うことができる。

(審査成績証明書)

第14条 所有者は、審査成績証明を受けようとするときは、審査成績証明申込書を本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項の申込みがあったときは、審査成績証明書を当該審査成績証明した牛の所有者に交付するものとする。

(検定委員)

第15条 検定の立会は、登録委員規程により本会が任命又は委嘱した検定委員が行うものとする。

(検定の対象)

第16条 検定は、登録雌牛を対象として行う。

(検定の申込み)

第17条 所有者は、検定成績証明を受けようとするときは、検定成績申込書を本会に提出するものとする。

(検　定)

第18条 所有者は、別に定めるホルスタイン種牛検定規程（以下、「検定規程」という。）に基づき、搾乳毎の乳量を測定して記録するものとする。

2 検定委員は、検定規程に基づき、検定対象牛の乳量、乳脂肪率、無脂乳固形分率及び乳蛋白質率について、調査し、記録するものとする。

3 別に定める方法で行う検定は、前項の検定と同等とみなす。

4 所有者の求めに応じて、同一乳期中における期間を異にする検定（以下、「同時検定」という。）を行うことができる。この場合、所有者が同時検定申込書を本会に提出しなければならない。

(検定成績証明書)

第19条 所有者は、検定終了後、当該検定牛の検定記録を検定規程に基づき本会に提出するものとする。

2 本会は、前項の提出があったときは、当該牛の検定成績証明書を所有者に対して交付するものとする。

3 検定成績証明を申し込み、検定終了後1年以内に検定記録の提出がない場合においては、特別な理由がない限り、その申込みは、無効とする。

(7) 証明書書換又は更正料	2,750円
----------------	--------

第21条 血統登録又は証明の申込みに対し、審査、検定又は調査のため特別の費用を要するときは、申込者は、その一部又は全額を負担しなければならない。

第22条 登録料等は、本会が申込みに応じて算定した料金を請求に基づき納めなければならぬ。

2 既に納められた登録料等は、原則として返還しない。ただし、本会が特に理由を認めた場合は、この限りでない。

第5章 雜 則

(繁殖台帳の整備)

第23条 登録牛の所有者又は管理者は、繁殖台帳を整備し、登録委員又は本会職員の請求があればこれを提示しなければならない。

2 繁殖台帳には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 血統登録証明書に記載された事項と照合できる事項
- (2) 産次及び分娩年月日
- (3) 交配種雄牛の登録番号及び授精年月日等
- (4) 産子の記録

(移動証明)

第24条 登録牛の所有者に移動があったときは、当該登録牛を譲り渡した者又は譲り受けた者は、速やかに移動証明申込書に血統登録証明書を添えて本会に提出し、移動の証明を受けなければならない。ただし、自動登録申請者への移動の取扱については、別に定めるものとする。

(書換及び再交付)

第25条 登録牛の所有者が、血統登録証明書、審査成績証明書又は検定成績証明書（以下「証明書」という。）を汚損したときは書換申込書にその証明書を添えて申し込むことができる。

2 本会は、前項の申込みがあったときは、申込内容を調査し、これを書換え、申込者に交付するものとする。

3 本会は、登録牛の所有者が証明書を亡失したときは、再交付申込書により証明書の再交付を申し込むことができる。

4 本会は、証明書の再交付申込みがあったときは、申込内容を調査し、これを申込者に再交付するものとする。この場合には、再交付の証明書に「再」の文字を押し、再交付年月日を記載するものとする。

5 第2項及び前項の交付によって原証明書は、その効力を失う。

(証明書の更正)

第26条 血統登録又は証明について誤りがあったときは本会が更正するものとする。ただし、別に定めるものは更正することを要しない。

- 2 更正を受けようとする者は、更正申込書にその証明書を添えて申し込まなければならない。
- 3 本会は、証明書の更正の申込みがあったときは、申込内容を調査し、これを更正し、申込者に更正した証明書を交付するものとする。

(取 消)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その血統登録又は証明を取り消すものとする。

- (1) 前条第1項で規定する更正ができないもの
- (2) 血統登録又は証明について不正の行為があったと本会が認めたもの
- 2 登録牛の所有者は、血統登録又は証明を取り消された場合には、速やかにこれらに係る証明書を本会に返納しなければならない。
- 3 本会は、血統登録又は証明の取消しによって生じた損失については、補償する義務を負わない。

(申込受付の停止)

第28条 前条第2項により血統登録又は証明の取消しを受けた牛の繁殖者、所有者又は関係者のうち、登録の信用を著しく損じたと本会が認めた者が行う登録又は証明の申込みは、取り消したときから5年間これを受付けないものとする。この場合において、本会は、その旨を機関紙等に告示する。

- 2 血統登録又は証明を申込中のものについても、前項に準じて取り扱うことができる。

(交付内容の公示)

第29条 本会は、第6条第2項に定める登録簿の内容並びに第14条第2項及び第19条第2項に係る成績を公示するものとする。

(申込みの時効)

第30条 本会が申込者に対し、血統登録又は証明に関する申込書その他書類の不備等のものについて回答、手続等を求めたときに、申込者がこれを怠り1年以上の期間にわたってその回答、手続等を怠ったものは、その申込みを無効とする。ただし、特別の理由があると本会が認めた場合は、この限りでない。

- 2 血統登録に関する申込みについて本会が遺伝子型の調査を受けることを求めたときに、これを怠り1年以上の期間にわたって回答、手續等を怠ったときは、その申込みを無効とする。ただし、特別の理由があると本会が認めた場合は、この限りでない。
- 3 本会は、前2項の申込みの無効によって生じた損失については、補償する義務を負わない。

(補助規程)

第31条 この規程を実施するためのホルスタイン種牛登録取扱手続、審査標準、検定規程及び登録委員規程は、別に定めるものとする。

- 2 この規程で規定する証明書等の雛形及び申込書等の様式については、ホルスタイン種牛登録取扱手続で定めるものとする。
- 3 ホルスタイン種牛の登録及び改良に関する事項を調査研究して審議するための登録審議会に係る規程は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この登録規程の変更は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に受理された申込みの取扱いについては、従前の例による。